北海道警察本部訓令甲第12号 昭和33年6月6日

改正 昭和34年10月警察本部訓令甲第22号、12月第25号、35年7月第5号、36年12月第17号、38年3月27日第5号、41年4月1日第2号、48年7月16日警察本部訓令第13号、50年5月24日第6号、6月23日第7号、56年12月16日第13号、61年2月10日第3号、63年3月22日第4号、平成元年12月27日第26号、5年9月24日第10号、11月19日第17号、17年4月15日第21号、18年2月1日第1号、19年3月29日第7号、26年4月24日第13号、28年3月29日第18号、12月19日第33号、令和元年11月22日第21号

北海道警察職員懲戒等取扱規程を次のように定める。

北海道警察職員懲戒等取扱規程

(目的)

第1条 この訓令は、北海道警察職員の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、北海道職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年北海道条例第61号)及び職員の懲戒の手続及び効果に関する規則(昭和27年北海道人事委員会規則11-4)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 所 属 北海道警察本部(以下「警察本部」という。)及び方面本部の課(課に相当するものを含む。以下同じ。)、北海道警察学校の部及び課並びに警察署をいう。
 - (2) 所属長 所属の長以上の職にある者をいう。
 - (3) 監督者 職員を監督する地位にある者をいう。
 - (4) 職 員 北海道警察に勤務する警察官その他の職員をいう。
 - (5) 規律違反 地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合をいう。 (規律違反の申立て)
- 第3条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により北海道警察本部 長(以下「警察本部長」という。)に申し立てることができる。

(職員の責務)

第3条の2 職員に規律違反があると認める職員(次条に規定する監督者及び第4条に規定する所属長を除く。)は、速やかにその旨を所属長又は監察官に報告するよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第3条の3 監督する職員に規律違反があると認める監督者(所属長を除く。)は、直ちに その旨を所属長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、直ちにその旨を監察官に報告し

なければならない。

(監察官の責務)

- 第5条 監察官は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付す必要があると認める場合は、懲戒処分申立書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる証拠及び身上調査書(別記第2号様式)を添えて、警察本部長に申し立てなければならない。
 - (1) 本人の聴取書又は始末書(本人が供述又は始末書の提出を拒んだ場合は、事実調査書)
 - (2) 関係人の聴取書又は陳述書
 - (3) 報告に係るものについては、その書類
 - (4) その他の証拠
- 2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第6条 警察本部長の要求に基づき、職員の規律違反の事案を審査するため、警察本部に 北海道警察懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

- 第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は警務部長とし、委員は警務部長を除く警察本部の部長をもって充てる。
- 3 委員長に故障があるときは、委員長の指定する委員が委員長を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を委員会に出席させることができる。

(委員会の書記)

- 第8条 委員会に書記を置く。
- 2 書記は、警察本部監察官室に勤務する職員のうちから委員長が指名する者をもって充 てる。
- 3 書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

(審査の要求)

第9条 警察本部長は、第3条又は第5条第1項の規定による申立てのあった事案について、懲戒処分を必要とすると認めるときは、懲戒審査要求書(別記第3号様式)に証拠を添えて、当該委員会に事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)にその旨を通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、被申立者に対する通知を省略することができる。

(勤務に関する指示等)

- 第10条 警察本部長は、職員の規律違反に関して、必要があると認めるときは、被申立者 の勤務に関し所要の指示をし、及びその保管する支給品又は貸与品の返納を命ずること ができる。(口頭審査の要求)
- 第11条 第9条に規定する通知を受けた被申立者が口頭審査を受けようとする場合は、口頭審査要求書(別記第4号様式)により速やかにこれを要求しなければならない。

(委員会の審査)

第12条 委員長は、審査の要求があったときは、速やかに審査のため委員会を開くものと

する。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求があった日から7日間 は委員会を開くことができない。

- 2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は 委員長が必要と認める場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によ ることができる。
- 3 委員会の審査は、これを公開しないものとする。
- 4 委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ審査を行うことができない。
- 5 委員会の審査は、委員長及び出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(持ち回り審査)

- 第13条 委員長は、事案の内容が軽微かつ定型的で委員会を開催する必要がないと認めたときは、持ち回り審査をすることができる。
- 2 前条第4項及び第5項の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、 同条第4項中「が出席」とあるのは「に持ち回り」と読み替えるものとする。 (回避)
- 第14条 委員長及び委員は、被申立者との関係その他において、事案審査の公正を期し難 いと認められる場合は、その審査に参与してはならない。

(口頭審査の手続)

- 第15条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対して速やかに委員会における審査の 期日及び場所を通知するとともに、懲戒処分申立書の写しを送達しなければならない。
- 2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理 由がなくて出席しないとき、又は再度の呼出しに応じないときは、この限りではない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、規律違反を申し立てた者の側及び被申立者の 側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。
- 4 懲戒処分を申し立てた者及び被申立者は、委員会の審査の3日前までに委員長に対し、 証人等呼出要求書(別記第5号様式)により証人の呼出しを要求し、又は証拠を提出す ることができる。

(委員長の答申)

第16条 委員長は、委員会の決定した懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を、答申書(別記第6号様式)により警察本部長に答申するものとする。

(委員会の記録)

第17条 委員長は、審査の状況を明らかにするため懲戒審査委員会議事録(別記第7号様式)を作成しなければならない。

(文書の様式及び交付等)

- 第18条 懲戒処分は、当該職員に対し、懲戒処分書(別記第8号様式)及び処分説明書(別 記第9号様式)を交付して行うものとする。
- 2 前項の懲戒処分書等の交付に際し、これを受ける者の所在を知ることができない場合においては、民法(明治29年法律第89号)第98条に基づく公示送達の手続をとるものとする。この場合において、公示された日から起算して14日を経過したときは、当該14日を経過した日をもって前項の書面が交付されたものとみなす。

(処分の通知)

第19条 警察本部長は、懲戒処分を行ったときは、その処分説明書の写しを添えて人事委員会に通知するものとする。

(訓戒)

- 第20条 警察本部長は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、懲戒処分を要しない と認めるものについて、訓戒を行うことができる。
- 2 警察本部長は、前項の訓戒を方面本部長又は所属長に行わせることができる。
- 3 前2項の訓戒は、訓戒書(別記第10号様式)を交付して行うものとする。 (注意)
- 第21条 警察本部長は、被申立者の規律違反が極めて軽微なものであって、前条第1項の 訓戒を行う必要がないと認めるものについては、注意を行うことができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の注意について準用する。この場合において、 同条第3項中「訓戒書(別記第10号様式)」とあるのは、「注意書(別記第11号様式)」と 読み替えるものとする。

附則

- 1 この訓令は、昭和33年6月6日から施行する。
- 2 北海道警察職員懲戒取扱規程(昭和29年北海道警察本部訓令第18号)は、廃止する。附 則(昭和34年警察本部訓令甲第22号)
 - この訓令は、昭和34年10月20日から施行し、昭和34年7月10日から適用する。

附 則(昭和34年警察本部訓令甲第25号)

この訓令は、昭和34年12月15日から施行する。

附 則(昭和35年警察本部訓令甲第5号)

- 1 この訓令は、昭和35年7月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基き作成された文書(各種申請書及び帳簿等を含む。)で現に効力を有するものは、この訓令の規定に基き作成されたものとみなす。
- 3 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基き調整された公印は、新たに調整されるまでの間使用することができる。
- 4 この訓令施行の際、改正前の当該訓令の規定に基き調整された各種用紙等は、残部のある場合は、当分の間使用することができる。

附 則(昭和36年警察本部訓令甲第17号)

この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則 (昭和38年警察本部訓令甲第5号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年警察本部訓令甲第2号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則 (昭和50年警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和50年5月24日から施行する。

附 則(昭和50年警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則 (昭和56年警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年警察本部訓令第3号)

この訓令は、昭和61年2月21日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(昭和63年警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年警察本部訓令第26号)

この訓令は、平成元年12月27日から施行する。

附 則(平成5年警察本部訓令第10号)

- 1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則(平成5年警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成17年警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成17年4月15日から施行する。

附 則(平成18年警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成19年警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年警察本部訓令第33号)

- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前にあった職員の規律違反に対する訓戒及び注意については、なお従 前の例による。

附 則(令和元年警察本部訓令第21号) この訓令は、令和元年11月22日から施行する。

※ 別記様式は省略